

下水道管渠更生に係る施工管理資格要件について

令和2年4月1日から、管更生工事の適正な施工と品質確保を目的に、瀬戸内市上下水道部下水道課が発注する管更生工事の請負業者(元請業者)に必要な施工管理資格要件を次のとおり付するものとする。

なお、資格取得に日数を要することを考慮し、2年間の経過措置を設けるものとする。

管更生工事の配置技術者(元請業者)に必要な施工管理資格要件

配置技術者(元請業者)の施工管理資格は、土木一式工事で求められる資格のほか、一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会の下水道管路更生管理技士資格またはこれと同等以上の資格を有することとする。**ただし、令和4年3月31日までに限り、これらの資格を持たない場合にあっても、公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を得た工法で、当該工法に係る協会が実施する技能講習を修了した者は施工管理資格を有するものとみなす。**

なお、同等以上の資格とは、以下のいずれかの資格をいう。

- ・公益社団法人 日本下水道管路管理業協会「下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門)」
- ・一般社団法人 日本管更生技術協会「下水道管きよ更生施工管理技士」

留意事項

- 1) 瀬戸内市の土木一式工事の入札参加有資格者であり、管更生工事の施工管理資格の有資格者を雇用している場合や新規で雇用した際には、瀬戸内市(下水道課)へ技術者の登録を行うこと。登録がない技術者については有資格者と認められない。(※経過措置期間については、講習修了者も含む。)登録に必要なもの
 - ・土木一式工事における施工管理資格の証明書類
 - ・管更生工事が必要とされる施工管理資格の証明書類
(経過措置期間については、講習の修了を証明できるもの)
 - ・健康保険証等の雇用が証明できるもの
- 2) 管更生工事の落札が決定した際には、現場代理人届出書へ配置技術者の登録証明書の写しを添付して提出をすること。配置技術者の変更を行う場合についても同様とする。
- 3) 令和4年4月1日以降については、講習等の修了証を用いた登録証明書は失効し、その技術者も登録から抹消される。(添付参照)
- 4) 有資格者との雇用契約を解除した場合には、当該有資格者の登録証明書を瀬戸内市(下水道課)へ速やかに返却を行うこと。

【問い合わせ先】

瀬戸内市下水道課工務係

TEL:0869-22-5151

・経過措置期間以降の施工管理資格者証明書の取り扱いについて

資格証明	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降 (令和4年4月1日以降)
		経過措置期間(2年間)		通常扱い
下水道管路更生管理技士資格 または同等以上の資格(1)		→		
協会が実施する技能講習 の修了証		→		管理資格失効 ※(1)の条件での再登録が必要

→ 登録証明書の有効期限